

## 地域福祉権利擁護事業 生活支援員募集案内

認知症や障害などにより判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用やそれに伴う利用料の支払いを行うことが一人では難しい方や相談相手が必要な方がいます。

東大和市社会福祉協議会では、このような方々を対象として実施している「地域福祉権利擁護事業」の担い手である「生活支援員」（登録型臨時職員）の募集を行います。

### 1 具体的活動内容

- (1) 福祉サービスの利用援助
  - ・福祉サービスの情報提供
  - ・福祉サービス利用の手続きと利用料の支払いなど
- (2) 日常的な金銭管理サービス
  - ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き
  - ・税金、公共料金、医療費、家賃などの支払い手続き
  - ・日常生活に必要な預金の払戻、預入など

### 2 応募資格

- (1) 年齢がおおむね65歳までの方（令和8年4月1日現在）
- (2) 東大和市内にお住まいの方
- (3) 高齢者や障害者に対する福祉活動に理解と熱意があり、心身ともに健康な方
- (4) 自転車での移動が可能な方
  - \*特別な資格は必要ありません。
  - \*別記、欠格事由に該当する方は応募できません。
  - \*福祉サービス事業所に所属している方は応募できません。

### 3 募集人数

若干名

### 4 応募方法

#### 「事業説明会」にご参加ください（必須）

説明会参加申込期間：令和8年4月10日（金）～6月5日（金）

\*申し込みフォームまたはTELでお申込みください。TEL：590-0018（土・日・祝日は除く）

#### ★事業説明会

- 日時： ① 6月9日（火）午前10時～11時30分  
② 6月11日（木）午後1時30分～午後3時00分  
※どちらか1回に参加してください。

会場： 東大和市社会福祉協議会 第2会議室

**\*参加された方に選考申込書を配布します。**

### 5 選考方法

- (1) 事業説明会で配布する選考申込書・履歴書・作文を提出していただきます。
  - \*申し込み〆切：令和8年6月19日（金）午後5時必着 直接ご持参下さい。
  - \*第一次選考の結果は、申込書をご提出された全ての方に後日郵送いたします。

- (2) 面接による選考を実施します。
  - \*6月30日（火）
  - なお、時間については、選考申込書・履歴書・作文の提出時に指定します。

### 6 登録から採用まで

- (1) 登録  
選考に合格された方に登録をしていただきます。
- (2) 研修・実習  
東京都社会福祉協議会で実施予定の「新任生活支援員研修」に参加していただきます。実際の活動の様子を実習というかたちで見学してもらいます。
- (3) 活動開始  
本事業所の利用者状況及び居住地等を考慮し、登録していただいた方の中から雇用契約を結び、採用します。なお、本事業の利用状況により活動開始が数か月先になることがありますので、その点はご了承ください。

### 7 雇用条件

- (1) 活動日及び活動時間  
月曜日～金曜日のうち、午前9時～午後5時の間の1～2時間程度の活動可能な時間で1か月に1～6日程度。\*毎日、何時間も活動があるわけではありません。
- (2) 賃金（活動費）  
利用者への援助にかかわる活動時間に対し、1時間あたり1,250円（交通費・研修費は別途支給します）
- (3) 保険等  
賠償責任保険、傷害保険
- (4) 活動場所  
東大和市内及び近隣市

### 8 申込及び問合せ先

住所：東大和市中心3-912-3

名称：東大和市社会福祉協議会 権利擁護係（あんしん東大和）  
担当 鈴木、浅見

電話：042-590-0018

月～金 午前8時30分～午後5時 土・日・祝日は除く

#### \* 欠格事由

- ①成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者、破産者
- ②生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（④所轄庁の解散命令により解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員）